

1. 件名：リサイクル燃料貯蔵株式会社における事業開始予定についての面談

2. 日時：令和5年5月18日(木) 14時00分～14時55分

3. 場所：原子力規制庁会議卓、テレビ会議

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対処室

山口室長、佐々木室長補佐、有田係長

リサイクル燃料貯蔵株式会社（以下「リサイクル燃料貯蔵」という。）

本社

技術安全部長、他5名

東京事務所

所長、他1名

5. 要旨

(1) 現在、原子力規制庁において、原子炉等規制法に基づく事故故障等の報告の運用（「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第43条の13の運用について（訓令）」。以下、「訓令」という。）の検討を進めており、事業開始までの予定について、リサイクル燃料貯蔵に説明を求めた。

(2) リサイクル燃料貯蔵から、配付資料に沿って、以下の通り、説明があった。

○ 新規規制基準対応の設工認変更認可申請は既に認可されており、現在は、安全対策工事を実施し、並行して使用前事業者検査を実施している。

○ この他、保安規定変更認可申請について審査中で、核物質防護規定変更認可申請を今後提出する予定である。

○ 事業開始時期については、「リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業許可に係る工事計画の変更届出（令和3年7月21日付RFS発官3第10号）」において、令和5年度中としているが、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入までに定める保安規定の変更認可の見通しが得られた段階で見極めるものとし、それに合わせて法第四十三条の七第二項に定める工事計画の変更の届出を行う予定である。

(3) 原子力規制庁から、訓令の検討に必要な情報として、引き続き、事業開始までの進捗状況や施設の概要等について、情報の提供を求める旨、コメントした。

(4) リサイクル燃料貯蔵から、了解した旨、回答があった。

6. 配付資料

「RFS事業開始に向けた工程（実績）」

「リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業許可に係る工事計画の変更届出（令和3年7月21日付RFS発官3第10号）」

(<https://www.nra.go.jp/data/000360041.pdf>)